

# 手 続 編



# 手 続

## 2. 給水装置工事の申込み

2. 1	申込書及び関係書類の提出	21
2. 2	工事申込み・設計審査	24
2. 3	関係機関への通知	26
2. 4	工事着手	29
2. 5	設計変更及び工事の取消し	29
2. 6	指定事業者が行う完成検査	30
2. 7	完成書類の提出及びメーターの支給	33
2. 8	管理者が行う検査	36



## 2. 給水装置工事の申込み

### 2. 1 申込書及び関係書類の提出

1. 給水装置工事の申込みの際には、申込書及び関係書類を作成し提出すること。

- (1) 給水装置の新設等申込書及び図面
- (2) 水理計算書
- (3) 所有者変更届
- (4) その他関係書類

#### <解説>

1. 申込書は、工事種別ごとに作成すること。（「給水装置工事申込み関係一覧表」P22参照）
2. 申込みは、申込書（原本）で行うこと。（申込書は、返却しないので注意すること。）

#### (運用)

1. 申込時は申込書に図面等を1部、給水装置工事使用材料報告書1部を添付して提出すること。
2. 申込時の設計図書は、原図（指定様式）を複写して提出してよい。
3. 水理計算書の「損失水頭計算」については、次の場合に記入すること。
  - (1) メーター口径決定上必要な場合
  - (2) アパート・マンション等共同住宅
  - (3) 口径40mm以上の工事
  - (4) 5階以上の直結給水及び直結加圧給水する場合
  - (5) 水槽方式による工事
  - (6) その他、管理者が必要と認めた場合
3. 指定事業者等は、給水装置の所有者変更手続きを委託された場合は、速やかに給水装置所有者変更届を提出すること。なお、この手続を行うときには、旧所有者の印鑑又は、売買契約書、登記簿謄本等事実関係を証明できるもののコピーを添付すること。
4. 申込者は、次の場合に利害関係者の同意書（給水装置の新設等申込書の同意欄に記入）を提出すること。
  - (1) 他人の土地又は家屋に給水装置を設置する場合
  - (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合  
(この場合、共用管等の権利口数を越えるメーターを設置又はメーター口径を大きくするなど、使用水量が著しく増加する場合も含まれる。また、他人から譲渡、売買した場合も同様とする。)

給水装置工事申込み関係一覧表

工事種別等	申 込 内 容	提出書類（様式）	適 用
新設工事 「指針」の1.9 の<解説>の 1 に適合する もの	① 新設工事	・ 給水装置の新設等申込書	・ (水理計算書) ・ 水道使用開始届
	② 開発行為に 伴う工事	・ 給水装置の新設等申込書	・ (水理計算書) ・ (公共施設の引継ぎ 申込書)
	③ 共用管工事	・ 給水装置の新設等申込書	・ (水理計算書) ・ 共有者を証明する書類
	④ 予定栓工事	・ 給水装置の新設等申込書	
	⑤ 私設消火栓工事	・ 給水装置の新設等申込書	
	⑥ 臨時給水	・ 給水装置の新設等申込書 ・ 臨時給水メーター借用書	・ 水道使用開始届 ・ 故障相談係に提出
	⑦ 既設装置を流用 する仮設給水	・ 仮設給水メーター借用書	・ 故障相談係に提出 ・ 用途変更により処理する
	⑧ 井戸配管から市 の水道に変更する	・ 給水装置の新設等申込書	・ 水道使用開始届
改造工事 「指針」の1.9 の<解説>の2 に適合するもの	① 改造工事 ② 管取替	・ 給水装置の新設等申込書	・ (水理計算書) ・ 水道使用開始届
修繕工事 「指針」の1.9 の<解説>の3 に適合するもの	① 修繕工事	・ 修繕工事施工届 ・ 修繕工事完成図	・ 修繕工事完了後、速 やかに提出すること。 ・ 修繕工事処理要領参照
撤去工事 「指針」の1.9 に適合するもの	① 撤去工事 ② 撤去し、新設 する工事	・ 給水装置の新設等申込書 ・ 給水装置の新設等申込書（撤去用） ・ 給水装置の新設等申込書（新設用）	・ 水道使用開始届
そ の 他	① 水槽を設置す る場合	・ 水槽方式による給水申込書及び 請書	
	② 水槽以下の各 戸検針の依頼	・ 各戸検針申請書 ・ 管理人選定届及び使用者届	・ 水道使用開始届
	③ 所有者を変更 する場合	・ 給水装置所有者変更届	
	④ 完成検査 を受ける場合	・ 給水装置工事完成検査申込書	

# 給水装置工事使用材料報告書

(該当事項のみ記入し、□に✓を記入)

あて先 室蘭市公営企業管理者

工 事 種 別	<input type="checkbox"/>	新設工事	<input type="checkbox"/>	申請材料
	<input type="checkbox"/>	改造工事	<input type="checkbox"/>	完成材料
	<input type="checkbox"/>	撤去工事		

指定給水装置工事事業者番号	(印)
指定給水装置工事事業者名	
代表者氏名	

給水装置場所	町	丁目	番 号
申 込 者			

下記の使用材料で設計をしたのでお届けます。	
給水装置主任技術者免状の番号	第 号
給水装置主任技術者氏名	(印)

## 使 用 材 料

品 名	形 質	単 位	数 量	検査確認 証の確認	備 考	品 名	形 質	単 位	数 量	検査確認 証の確認	備 考
サドル付 分水栓	×	個		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証		単独水栓類	mm mm mm	個		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
仕切弁類	mm mm mm	個		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証		混合水栓類	mm mm mm	個		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
仕切弁筐		組		<input type="checkbox"/> 本市仕様		屋内止水栓	mm mm mm	個		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
ポリエチレン管	mm mm mm	m		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証		定圧弁 & 減圧弁	mm mm mm	個		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
ポリブテン管	mm mm mm	m		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証		散水栓				<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
架橋 ポリエチレン管	mm mm mm	m		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証		冷間継手				<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
S G P ( )	mm mm mm	m		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証		ヘッター ( 連 )				<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
銅管 (内面錫被覆)	mm mm mm	m		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証						<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
ステンレス管	mm mm mm	m		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証						<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
甲型伸縮 止水栓	mm × ×	個		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証						<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
メーター筐 (逆止弁内蔵)		組		<input type="checkbox"/> 本市仕様						<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
メーター柵		組		<input type="checkbox"/> 本市仕様						<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
逆止弁	mm mm mm	個		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証						<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
水抜栓 (逆止弁内蔵)	× × ×	本		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証						<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	
立ち上り管	× × ×	本		<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証						<input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> 第三認証 <input type="checkbox"/> 自己認証	

注) 検査確認証の確認欄のチェックマークは口をクリックしてください。

## 2. 2 工事申込み・設計審査

1. 給水装置工事の申込みにあたっては、設計内容等について管理者の設計審査を受けること。
2. 申込者は、設計審査の後に手数料を納金すること。

### <解説>

#### 1. 事前協議

(1) 5階以上の中高層建築物で直接給水を要望する場合は、事前に協議が必要である。

(6. 「中高層建築物直結給水技術基準」参照)

(2) その他、技術的に判断が難しい場合は、申込み前に協議すること。

2. 一般住宅の新築工事においては、次に示す条件を満たしている場合は、立面図を省略した平面図及び平面管路詳細図にて申込書を提出できる。(ただし、完成図には立面図を記載すること。)

(1) 単独栓かつ家事用一世帯住宅の場合(台所・風呂・トイレ・洗面・洗濯・散水栓に必要な配管程度)

(2) 審査窓口において、立面図を平面管路詳細図にて口頭説明が出来る場合(配管が複雑な場合は、立面図を記載する。)

3. 臨時給水の新設又は撤去の場合、次に示す条件を満たしている場合は、立面図を省略した平面図及び平面管路詳細図にて申込書を提出できる。

(1) 使用目的が簡易(必要給水栓数φ13が2個以内)であり配管が単純(1立上り、1系統等)な場合

(2) 審査窓口において、立面図を平面管路詳細図にて口頭説明が出来る場合(配管が複雑な場合は立面図を記載する。)

#### 4. 新設工事のうち、臨時工事及び仮設工事の取扱い

(1) 臨時工事の申し込みの際には、「給水装置の新設等申込書」に必要事項を記入し、臨時給水メーター借用書を添付して提出すること。

(2) 建築物の解体作業に係る仮設給水使用手続きは、仮設給水メーター借用書を提出すること。

(3) 一般住宅新設工事に使用の仮設メーターは、一般住宅の「給水装置の新設等申込書」に、仮設給水メーター借用書を添付して提出すること。



## 5. 市納付金について

手数料及び負担金は、条例に基づき納金すること。ただし、管理者が特に認めた場合は、後納扱いとすることができる。

### (1) 設計審査及び工事検査手数料

設計審査及び工事検査手数料については、条例第40条に基づき、新設(1)、(2)（臨時給水含む）・改造(1)、(2)、(3)及び撤去工事に区分し、1件ごととする。

設計審査及び工事検査手数料は、申込後発行する納付書により管理者が指定する日までに納金すること。

ア メーターを設置しない新設工事(2)は、当該新設する給水管の総延長により延長区分ごととする。

イ 水槽以下の各戸検針に係る手数料は、水槽前に設置される大メーターの口径により徴収する。

ウ 設計審査後に工事を取消した場合は、設計審査手数料を還付しない。

### (2) 洗浄用臨時給水料金

開発行為に伴う工事に適用し、口径・延長等により算出を行い徴収する。

### (3) メーター補償費

メーターを紛失又は破損等した場合、その損害額を徴収する。

### (4) 負担金の納付

ア 条例第9条の2に基づきメーター口径別に徴収する。

イ 新設工事に伴う撤去及びメーター口径変更が伴う改造工事については、撤去するメーター口径に見合う額を控除する。

ウ 設計変更によりメーター口径を変更する場合は、再審査完了後、負担金の差額を追徴又は還付する。

## 2. 3 関係機関への通知

1. 指定事業者は、工事着手の前に掘削及び占用等、関係機関へ必要な申請手続きを行うこと。

### <解 説>

1. 申請に係る関係官公署及び申請書類等については、次表による。

申請関係様式等一覧表

関係官公署・会社所在地、電話番号一覧表

道路占用許可申請及び道路使用許可書の書類の流れ

工事着手届、完成届（各通知）等一覧表

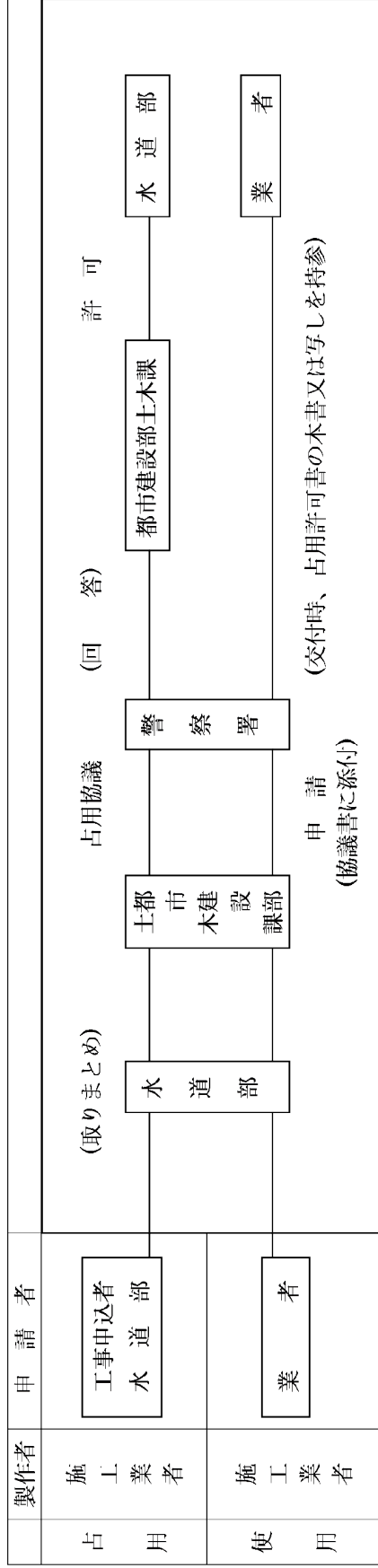
申請関係様式等一覧表

種別	提出先	部数	様式	添付図面等						備考		
				位置図	行程表	平面図	断面図	土定規工	交規制通		用地図	
市	室蘭市道路管理者	3	土木課様式	○		○	○	○	○			
	室蘭市都市建設部土木課											
道	警察署	2	警察署様式	○		○	○		○		・1部は、道路占用許可申請に綴じる。	
道	室蘭建設管理部	3	土現様式	○	○	○	○	○	○	土現所定の図面	・理由書・工事当りの道路復旧金額・埋設給水仕様の書	
	室蘭建設管理部登別出張所管理課											
道	警察署	2	警察署様式	○		○	○		○		・1部は、道路占用許可申請に綴じる。	
国	室蘭開発建設部	4	開建様式	○		○	○	○	○	○		・理由書
	室蘭開発建設部 室蘭道路事務所 管理課											
道	警察署	2	警察署様式	○		○	○		○		・1部は、道路占用許可申請に綴じる。	
河川	室蘭市都市建設部土木課	4	所定の様式	○	○	○	○	○		○		

## 関係官公署・会社、所在地一覧表

種 別	名 称	所 在 地	電話番号
市 道	室蘭市役所 都市建設部土木課	室蘭市幸町1番2号	(代)25-2574
河 川	都市建設部土木課土木事業所	室蘭市寿町3丁目25番	43-1188
道 道	室蘭建設管理部 室蘭建設管理部登別出張所管理係	登別市桜木町1丁目1番地	(代)85-2311
国 道	室蘭開発建設部 室蘭開発建設部室蘭道路事務所 管理課	登別市大和町2丁目34番1号	(代)85-3135
警 察	室蘭警察署 室蘭警察署交通課	室蘭市東町4丁目27番10号	(代)46-0110
消 防	室蘭市消防署 室蘭市消防本部 室蘭市消防署	室蘭市東町2丁目28番7号 室蘭市東町2丁目28番7号	(代)41-4040 (代)43-0119
バス事業	道南バス(株) 道南バス(株)事業部	室蘭市東町3丁目25番3号	(代)45-2131
ガス事業	室蘭ガス(株) 室蘭ガス(株)供給保安グループ	室蘭市日の出町2丁目44番1号	(代)44-3156
電 力	北海道電力(株) 北海道電力(株)営業部配電グループ	室蘭市寿町1丁目6番25号	(代)47-1111
電 話	(株)NTT-TE北海道 東日本ー北海道室蘭市店設備部 カスタマーサービス担当	室蘭市東町1丁目18番6号 (NTT東町ビル)	(代)45-0000
下 水 道	室蘭市水道部 室蘭市水道部建設課 室蘭市下水道施設課	室蘭市寿町1丁目11番16号 室蘭市寿町3丁目18番	(代)44-6019 (代)46-1311
工業用水	北海道企業局 室蘭地区工業用水道管理事務所	登別市川上町3丁目308-60	(代)85-2821
新 日 鉄 住 金	新日本住金製鉄(株)室蘭製鉄所 製品技術部エネルギー課	室蘭市仲町12番地	(代)47-2629
日 鋼	(株)日本製鋼所室蘭製作所 生産管理部設備エネルギーグループ	室蘭市茶津町4番地	(代)22-9211

道路占用許可書及び道路占用使用許可の書類の流れ



申請書の添付書類

- (1) 道路占用許可申請に当たって必要な「位置図・平面図・断面図・求積図・交通安全対策図」等添付書類については、必要部数を取りそろえること。  
ただし、都市建設部土木課及び関係課等と既に了解を得ている場合には省略することができる。
- (2) 占用物件内訳調書  
一つの申請において、占用物件が複数におよび申請書に記載できない場合は、物件の総数を申請書に記載し、その内訳として占用物件内訳調書（1部）を1枚目に添付すること。  
なお、添付書類（平面図）には、占用物件の名称・規格・数量等を図示すること。
- (3) その他上記（1）・（2）以外に必要な書類については、都市建設部土木課の指導のもとに添付すること。

## 2. 4 工 事 着 手

1. 給水装置工事は、設計審査・納金(手数料・負担金)後、管理者の承認を得てから着手すること。

### <解 説>

1. 指定事業者(主任技術者)は、工事着手にあたり、本市に対し配水管及び給水管からの分岐及び屋内、屋内配管の連絡調整を行うこと。

## 2. 5 設計変更及び工事の取消し

1. 指定事業者は、設計内容に変更が生じた場合は、速やかに検査員に報告し、その指示を受けること。  
2. 指定事業者は、給水装置工事の申込みを取消す場合、速やかに取消し申込書を提出すること。

### <解 説>

指定事業者は、次に示す内容の変更を行う場合は、変更理由、変更内容を明記し、図面及び水理計算書等の再検査を受けること。なお、軽易な変更については、検査員の指示により施工すること。

1. 分岐位置を変更する場合、(分岐する配水管及び給水管路線の変更)
2. 分岐部からメーターまでの管種及び口径の変更
3. 使用水量増減等によりメーター口径の変更をする場合
4. 給水方式を変更する場合(例:直結式  $\rightleftarrows$  水槽式)
5. メーター及び予定栓工事等の設置数を変更する場合
6. 給水管の埋設位置及び給水用具を大幅に変更する場合
7. 審査の際に付記した条件通り施工できない場合
8. その他、管理者が再審査の必要があると判断した場合

## 2. 6 指定事業者が行う完成検査

1. 指定事業者(主任技術者)は、完成図等の書類検査及び現地検査により、給水装置の構造材質基準及び本市の基準に適合していることを確認すること。
2. 給水装置の使用開始にあたっては、事前に管内を洗浄するとともに、通水試験、水圧試験及び水質の確認を行うこと。

### <解 説>

1. 給水装置の構造及び材質が基準に適合していない場合は、給水を拒否又は停止することとなるため主任技術者は、確実に完成検査を行い、構造及び材質の基準及び本市の基準に適合していることを確認すること。
2. 完成検査において主任技術者が確認する主な内容は、次のとおりである。

#### (1) 完成図面検査

検査項目	検 査 内 容
位 置 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要建物等が記入されていること。</li> <li>・ 工事箇所が明記されていること。</li> </ul>
平 面 図 ・ 平 面 管 路 詳 細 図 及 び 立 体 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位が記入されていること。</li> <li>・ 隣接家屋の給水装置番号札及び境界が記入されていること。</li> <li>・ 道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。</li> <li>・ 建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。</li> <li>・ 縮尺が 1 / 5 0 0 の平面図が正確に記入されていること。</li> <li>・ 立面図が記入されていること。</li> <li>・ 平面図及び平面管路詳細図と立面図が整合していること。</li> <li>・ 分岐部のオフセット及び識別マーカの表示NOが記入されていること。</li> <li>・ 各部の材料、口径及び延長が記入されていること。</li> </ul>

## (2) 資材及び現地調査

種別	検査項目	検査基準
屋外の検査	1 分岐部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配水管への取付口の位置は適正に行われていること。</li> <li>・配水管への取付口径は著しく過大でないこと。</li> <li>・オフセットは正確に測定されていること。</li> </ul>
	2 メーター、メーター用止水栓等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーターは、逆付け、片寄りがなく水平に取付けられていること。</li> <li>・メーターは、給水装置に直結して取付けられていること。</li> <li>・メーターは、検針、取替に支障がないこと。</li> <li>・止水栓の操作に支障がないこと。</li> <li>・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。</li> </ul>
	3 埋設管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の主配管は、構造物の下の通過をさせていること。</li> <li>・道路内及び宅地内の埋設深度は、所定の深さが確保されていること。</li> </ul>
	4 管延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成図面と整合すること。</li> </ul>
	5 きょう類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾きがないこと及び設置基準に適合すること。</li> </ul>
	6 道路復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路占用許可条件のとおりであること。</li> </ul>
	7 各種見出し種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水装置番号等の各種見出しが適正な位置に貼り付けられていること。</li> </ul>
配管	1 配管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水用具等が、完成図面と整合すること。</li> <li>・配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。</li> <li>・配水管の口径、管路、構造等が適切であること。</li> <li>・水の汚染、破壊、浸食、電食、浸透、凍結等を防止するための適切な処置がなされていること。</li> <li>・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。</li> <li>・クロスコネクションがなされていないこと。</li> </ul>
	2 接合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な接合が行われていること。</li> </ul>
	3 管種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能基準適合品の使用を確認すること。</li> <li>・配水管への取付口からメーターまで、指定されたものを使用していること。</li> </ul>
用具	1 給水用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能基準適合品の使用を確認すること。</li> </ul>
	2 接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な接合が行われていること。</li> </ul>
水槽	吐水口空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吐水口越流面等との位置関係の確認を行うこと。</li> </ul>
通水試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通水後、各給水用具から放水し、メーター経由の確認、動作状態等の確認をすること。</li> </ul>
水圧試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の水圧による、水圧試験で漏水及び抜けなどのないことを確認すること。</li> </ul>
水質の確認		<ul style="list-style-type: none"> <li>・臭気等により確認すること。</li> </ul>
流入量の確認		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水槽の流量調整について水理計算に基づき行うことその他、調整内用等を明記したプレートを確認すること。</li> </ul>

(3) 水圧試験方法

試験水圧及び保持時間は、次による

適 用	試験水圧 Mpa (kgf/cm <sup>2</sup> )	保 持 時 間 (分)
給 水 装 置	0.75Mpa (7.5kgf/cm <sup>2</sup> )	2
ホ-ルタップを使用した給水装置	0.75Mpa (7.5kgf/cm <sup>2</sup> )	2
75mm以上の管路及び仕切弁 「7.5kgf/cm <sup>2</sup> (0.735Mpa)仕様」 を使用した管路	0.75Mpa (7.5kgf/cm <sup>2</sup> )	5

(水圧ゲージは、0～1.0Mpa (0～10kgf/cm<sup>2</sup>)仕様とする。)

(運 用)

1. 水圧試験の方法は、概ね次による。

- (1) 給水栓の位置に水圧試験器を取り付ける。
- (2) 充 水
- (3) 止水栓閉止
- (4) 0.75Mpa (7.5kgf/cm<sup>2</sup>) の加圧 (2分間)
- (5) 漏水の有無確認

2. 水圧試験で次に示す場合においては、自然圧 (配水管等の圧力) にて行い、漏水の有無を入念に確認すること。

- (1) 分岐から止水栓までの部分
- (2) 既設管に接続されているなど水圧試験が困難な場合

3. 水質の確認方法

(確 認 項 目)

確 認 方 法	項 目	判 定 基 準
D P D 法	残 留 塩 素 (遊 離)	0.1mg/ℓ 以上
観 察	臭 気	異 常 で な い こ と
	味	〃
	色	〃
	濁 り	〃

※ 水質の確認は、配水管及び給水管の布設状況に応じて実施する。



## 2. 7 完成書類の提出及びメーターの支給

1. 指定事業者は、工事完了後給水装置工事完成検査申込書、完成図及び資料等を提出すること。
2. メーターの支給は、管理者に完成検査依頼書を提出した後とする。
3. メーターの支給時には、水道使用開始届に必要な事項を記入し給水装置番号札を受領すること。
4. 撤去工事等により不要になったメーターは、遅滞なく返納すること。

### <解説>

1. 完成図の作成にあたっては、設計編「11. 図面作成」によること。
2. 提出書類には、検査確認報告書及び記録写真等がある。
  - (1) 検査確認報告書とは、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項と給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかの確認方法及びその結果を記入したものであり、次表は参考例である。

# 給水装置工事・排水設備工事 検査確認報告・検査書

工事種別 新設・改造・撤去・管取替・水洗・臨時

書類提出日 平成 年 月 日

装置番号 \_\_\_\_\_

指定給水装置  
工事事業者

工事場所 室蘭市 町 丁目 番号 \_\_\_\_\_

工事名 \_\_\_\_\_

主任技術者名

印

検査種別及び検査項目	主任技術者	検査の内容	検査員
屋外の検査	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 配水管への取付口の位置は適正である。 <input type="checkbox"/> 配水管への取付口径は著しく過大ではない。 <input type="checkbox"/> 密着コアを挿入している。 <input type="checkbox"/> オフセットは正確に測定されている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
配管の検査	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 給水用具等が完成図面と整合する。 <input type="checkbox"/> 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプ等に直結していない。 <input type="checkbox"/> 配管の口径、管路、構造等が適切である。 <input type="checkbox"/> 水の汚染、破壊、浸食、電食、浸透、凍結等を防止する適切な措置がされている。 <input type="checkbox"/> 逆流防止のための給水用具の設置並びにクロスコネクションがされていない。 <input type="checkbox"/> 性能基準適合品の使用確認。 <input type="checkbox"/> 配水管からの取付口からメータまで、本市指定のものを使用している。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
通水試験	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 各給水用具から放水し、メータ経由(集中検針盤含む)の及び動作状態等の確認。 <input type="checkbox"/> 一定の水圧による、水圧試験で漏水及び抜けがないことの確認。 現状水圧 MPa <input type="checkbox"/> 水質の観察は、臭気、味、色、濁りが異常でない。 <input type="checkbox"/> 給水栓における残留塩素の確認。 残留塩素測定 mg/l	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
完成図検査	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要建物並びに境界等が記入されている。 <input type="checkbox"/> 建物の位置、構造がわかりやすく記入され、分岐部のオフセットが記入されている。 <input type="checkbox"/> 縮尺が1/500の平面図が正確に記入されている。 <input type="checkbox"/> 平面図及び立面図が記入され、材料・口径及び延長が記入され整合している。 <input type="checkbox"/> 使用材料報告書の変更は是正されている。 <input type="checkbox"/> 工事記録写真で工事完成を確認できる。(施工指針2.7「解説2.(2)」を参照) <input type="checkbox"/> 提出写真「取出し(位置)、密着コア、給水管埋設状況(分岐位置含)、水抜栓、装置管、水圧試験、道路など掘削・埋戻・復旧、水槽の吐水口空間、その他指示」	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
排水設備	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> インバート 良・否 高さ 良・否 <input type="checkbox"/> 規格 良・否 延長 良・否 勾配 良・否	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 便器 良・否 タンク 良・否 洗面器 良・否 給水 良・否 <input type="checkbox"/> 貫通 良・否 整地 良・否	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
その他事項	給水装置工事完成検査年月日		
	工事店	平成 年 月 日	検査員確認
	水道部	平成 年 月 日	

※ 該当項目のみ口にチェックを記入のこと。

(2) 記録写真は、管理者が確認のため必要とするもの及び本市以外の関係機関から求められるものがある。

ア 管理者が確認のため必要とするもので現地検査の際、検査員に提示するもの。

(ア) 分岐部の写真

(イ) 埋設深度

(ウ) 水槽の吐水口空間

(エ) 水圧試験

(オ) その他、本市検査員が指示した場合

イ 本市以外の関係機関から求められるもので施工後速やかに提出するもの。

(ア) 舗装切断、掘削埋設状況及び道路-復旧写真（市道、道道、国道）

(イ) その他、関係機関から求められた場合

3. 完成図及び資料は、設置した給水装置の使用時期等を考慮し余裕をもって提出すること。

4. メーターの支給

(1) メーターは、完成図及び資料等が提出され、それに基づき管理者の書類検査を実施後、現地検査日時の打合せを行った後、支給するものとする。

(2) メーターは払出要求書印に基づき受領すること。また、使用するメーターの器種により準備期間が必要な場合があるので余裕をもって申込みすること。

5. 新設及び撤去メーターの指針の取扱い

(1) 新設メーターの基礎指針及び撤去メーターの撤去指針は、デジタルの下1桁を切捨てし $m^3$ 単位とする。

6. メーターを損傷し、その原因が技術的な不備あるいは、故意・過失よる場合及びメーターを紛失した場合には、その原因者は損害額を保障しなければならない。

## 2. 8 管理者が行う検査

1. 管理者が行う検査は、必要に応じ主任技術者を立ち合わせて行う。

### <解説>

#### 1. 管理者が行う検査の考え方

適正な給水を確保するため、給水装置の構造及び材質の基準が施行令第4条に定められており、この基準に適合していない場合には、給水の拒否又は停止をすることとなる。

このため、本市においては、適正な給水装置工事の施工を図るため指定事業者制度を設けている。

すなわち、あらかじめ給水装置の工事に必要な知識、技術を有し、かつ、信頼し得る者を指定することにより適正な給水装置工事の施工を確保しようとするものである。したがって、指定事業者が施行する給水装置は、水道法に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合するものであることが前提となる。

このため、管理者の検査は、指定事業者の技術力と信頼性のチェックを主な目的として、指定事業者が施工した給水装置が、本市の基準を遵守し施工されているか確認するために行う。

#### 2. 管理者が行う検査の構成は、次のとおりである。

